

## ○珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成22年4月30日

珠洲市告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅等太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者又は地域連帯意識に基づく生活共同体としての住民自治組織（以下「自治組織」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてシステムとは、低圧配電線及び逆潮流有りで連系した太陽電池の最大出力（当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満の未使用の発電設備を住宅若しくは自治組織がコミュニティ活動のために使用する市内の集会施設（以下「集会施設」という。）に設置し、電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、自治組織にあっては、その構成員が市内に住所を有する者であること
- (2) 自ら居住する市内の住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む）若しくは集会施設に新たにシステムを設置したもの又は建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を新たに購入した者
- (3) 市税の滞納がない者。ただし、自治組織においては適用しない
- (4) 過去にこの要綱の補助金の交付を受けたことがない者又は自治組織

(補助対象費用)

第4条 補助の対象となる費用は、システムの設置に要した費用とする。

(補助対象事業の施工業者等)

第5条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、システムの設置について原則として市内に本店、支店、営業所等を有する施工業者等により行うものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、システムの太陽電池の最大出力(単位はキロワットとし、小数点2桁未満の端数があるときは、これを切り捨てた値とする。)に1キロワット当たり7万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、申請者から前条による変更等承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、システムの設置が完了したときは、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)による申請者

の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(報告)

第14条 市長は、補助金を交付したものに対し、必要に応じてシステムの運転状況の報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、すでに交付した補助金を返還させることができる。

(手続代行者)

第16条 申請者は、第7条の規定による交付申請を、システムの設置を行う施工業者等に代行させることができる。

2 前項の規定による代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、速やかにその事務を処理しなければならない。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により申請者に関して得た情報について、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年告示第147号)

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、令和2年9月1日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

珠洲市長

住所

氏名（自治組織にあつては、名称も記載）

印

電話番号

珠洲市住等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、  
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

システムを設置する場所	珠洲市
工事着工予定日	年 月 日
工事完了又は引き渡し予定日	年 月 日
太陽電池の最大出力合計値	. k W（小数点第 3 位を切り捨て）
設置に要する経費（税込）	円
補助金交付申請額	円
発電システムを設置する 建物等の種別	<input type="checkbox"/> 1 住宅等の新築に併せてシステムを設置する。 <input type="checkbox"/> 2 住宅等を購入し、システムを設置する。 <input type="checkbox"/> 3 システムが設置された住宅を購入する。 <input type="checkbox"/> 4 既存の住宅等にシステムを設置する。 〔1～3 の場合 入居予定 年 月〕
工事施工業者	

この補助金の交付の決定に当たり、納税担当課で保有する市税の納付状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（自治組織にあつては、記載不要）

手続代行者

住所 (法人所在地)			
氏名 (法人名)			印
担当者名			電話番号
			FAX 番号

添付書類

- 1 システムを設置しようとする住宅等の位置図
- 2 システムの設置に係る経費の内訳が記載された見積書等の写し
- 3 システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類（カタログ等）

注 「補助金交付申請額」は、「太陽電池の最大出力合計値」に7万円を乗じて得た額  
(上限30万円。千円未満の端数は切り捨て)

様式第 2 号(第 8 条関係)

文書番号

年 月 日

殿

珠洲市長

印

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

珠洲市長

申請者 住所

氏名

印

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった珠洲市住宅等太陽光発電システム設置事業について、下記のとおり(変更・中止・廃止)いたしたく、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により承認されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金の交付申請額 変更前の額 \_\_\_\_\_ 円

変更後の額 \_\_\_\_\_ 円

2 太陽光発電システムの最大出力

変更前の出力 \_\_\_\_\_ kWh

変更後の出力 \_\_\_\_\_ kWh

3 事業の実施時期

当初完了予定 年 月 日

変更後完了予定 年 月 日

4 上記以外の変更について

変更前

変更後

様式第4号(第10条関係)

文書番号

年 月 日

殿

珠洲市長

印

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで補助金変更等承認申請のあった珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円



様式第5号（第11条関係）

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日

珠洲市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金について、対象設備の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

システムを設置した場所	珠洲市
工事着工日	年 月 日
工事完了日又は引き渡し日	年 月 日
太陽電池の 最大出力合計値	. kW（小数点第3位を切り捨て）
設置に要した経費（税抜き）	円
補助金交付決定額	円
工事施工業者	

手続代行者

住所 （法人所在地）			
氏名 （法人名）			印
担当者名	電話番号		
	FAX番号		

## 添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 システムの設置に要した経費に係る領収書及びその明細の写し
- 3 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- 4 システムの設置状況を確認できる写真

様式第6号(第12条関係)

文書番号

年 月 日

殿

珠洲市長

印

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり確定したので、珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

確定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

珠洲市長

申請者 住所

氏名（自治組織にあつては、名称も記載）

印

珠洲市住宅等太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があつた標記事業について、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種類 普通

(4) 口座番号

(フリガナ)

(5) 口座名義